

赤磐市の人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日）

区分	採用	退職	差引
一般行政職	14	12	2
技能労務職			0
福祉職	4	1	3
教育職	1	2	△ 1
医療職			0
消防職	1	2	△ 1
合計	20	17	3

※再任用短時間勤務職員及び県等の派遣職員を除きます。

(2) 部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

部門		職員数（人）					対前年増減数（人）				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
一般行政	議会	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0
	総務	83	88	93	94	94	△ 2	5	5	1	0
	税務	18	19	18	17	17	1	1	△ 1	△ 1	0
	民生	57	59	55	55	61	0	2	△ 4	0	6
	衛生	38	38	42	39	38	2	0	4	△ 3	△ 1
	農林水産	21	21	21	22	23	1	0	0	1	1
	商工	11	10	10	10	8	△ 1	△ 1	0	0	△ 2
	土木	20	20	20	20	19	2	0	0	0	△ 1
小計		253	260	264	262	265	3	7	4	△ 2	3
教育		79	75	70	72	73	△ 2	△ 4	△ 5	2	1
消防		79	79	79	80	79	△ 1	0	0	1	△ 1
公営企業等	病院・診療所	27	26	24	24	24	1	△ 1	△ 2	0	0
	水道	9	9	9	9	10	1	0	0	0	1
	下水道	6	8	8	8	7	△ 1	2	0	0	△ 1
	その他	31	31	27	24	24	0	0	△ 4	△ 3	0
	小計	73	74	68	65	65	1	1	△ 6	△ 3	0
合計		484	488	481	479	482	1	4	△ 7	△ 2	3

※特別職、非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を含みません。

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

職員給与と定員管理の状況のページに掲載しています。

2. 職員の人事評価の状況

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握するための人事評価制度を導入し、評価結果は任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用しています。

3. 職員の給与の状況

「赤磐市職員給与・定員管理等について」をご覧ください。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規 の勤務時間	勤務時間の 開始時刻	勤務時間の 終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間

※職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況

職員の休暇は、市の条例・規則で定められています。

○年次有給休暇

暦年で20日付与します。年の途中で採用された場合は、下記の表のとおりです。

発令する日 の属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇 の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

○病気休暇

病気休暇の制度は次のとおりです。

事 由	期 間
公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の場合	医師の証明等に基づき、最小限必要と認める日又は時間
私事による負傷又は疾病の場合	医師の証明等に基づき、引き続き90日を超えない範囲内で最小限必要と認める日又は時間

○特別休暇

特別休暇の制度は次のとおりです。

	事 由	期 間
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
2	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
3	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合	同上

4	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
	ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
	イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	
	ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
5	生理日の勤務が著しく困難な女子職員又は生理に有害な職務に従事する女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間
6	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
7	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（当該通院等が体外受精等に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
8	6週間（幼稚園教諭及び保育士にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
9	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
10	妊娠中又は分娩の日後1年以内の女子職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠7月までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、分娩後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合にはいずれの期間についてもその指示された回数）以内それぞれ1回1日の正規の勤務時間の範囲内でその都度必要と認める時間
11	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与えると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間

12	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
13	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
14	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後1年間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
15	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし又は、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間
16	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるための手続きの代行その他の要介護者の世話をし行う職員が、当該世話をし行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
17	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じて1日から7日の連続する日数の範囲内の期間
18	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
19	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
20	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通の制限又は遮断の場合	その都度必要と認める日又は時間

21	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合	7日の範囲内の期間
	ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合	
	イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	
22	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認められる期間
23	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
24	その他市長が必要と認める場合	同上

○介護休暇

介護休暇の制度は次のとおりです。

事 由	期 間
要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者）の介護をする場合	要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間

5. 職員の休業に関する状況

(1) 休業等の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

年次有給休暇（平均取得日数）	介護休暇	育児休業	部分休業	介護時間
13.5日	0人	25人	23人	0人

- ※ 年次有給休暇は、令和5年1月1日から12月31日までの期間において、全期間出勤した職員を対象としています。
- ※ 育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として休業することができる制度であり、育児休業期間中は給与は支給されません。
- ※ 部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間以内）について勤務しないことができる制度であり、部分休業期間中は給与は減額されます。
- ※ 介護時間は、要介護者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部（2時間以内）について勤務しないことができる制度であり、介護時間期間中は給与は減額されます。
- ※ 育児休業、部分休業いずれも令和4年度以前から引き続き取得している者を含みます。

6. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	26人	0人	26人

(2) 懲戒処分の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	2人	11人	13人

7. 職員の服務の状況

地方公務員法第30条において、服務の根本基準として「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

また、同法第32条から38条において、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限が課せられています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38の2及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理の適正化を図っています。

再就職者は、退職後2年間、契約や処分に関して、元の職場への働きかけが規制されています。

また、退職後に営利企業等に就職した場合は、再就職の届出を義務付けています。

9. 職員の研修の状況

(1) 市主催研修

研 修 名	対象職員	受講者数
新規採用職員研修 計5回	新規採用職員	計100人
イベント参加型研修（若手職員研修） 計16回	若手職員	計39人
CMS操作研修	全職員	計26人
人事評価評価者研修 計2回	関係職員	計20人
認知症サポーター養成講座 計2回	全職員	計38人
eラーニングによる情報連携に向けたセキュリティ基礎研修	全職員	計367人
DX研修 計3回	全職員	計72人
デジタル化に向けたセキュリティ基礎研修	全職員	計21人
EBPM（データ活用実践講座）研修 計3回	全職員	計20人
マネジメント（コミュニケーション）研修（副参事以上） 計2回	副参事級以上の職員	計25人
マネジメント（コミュニケーション）研修（主幹以下） 計2回	主幹級以下の職員	計54人
ハラスメント研修 計2回	全職員	計78人
地方創生研修	全職員	計10人
カーボンニュートラル研修	全職員	計17人
随意契約研修 計2回	全職員	計112人

(2) 派遣研修

○公益財団法人岡山市町村振興協会主催研修

研 修 名	対象職員	受講者数
新規採用職員研修 計2回	新規採用職員	計32人
新規採用保育士研修 計2回	新規採用職員	計6人
初級研修	入庁3年目の職員	計16人
中級研修	入庁7年目の職員	計14人
上級研修	入庁10年目の職員	計13人
新任係長研修	係長級に昇任した職員	計10人
新任課長補佐研修	課長補佐級に昇任した職員	計4人

新任課長研修	課長級に昇任した職員	計4人
再任用職員研修	再任用職員	計1人
その他 計26講座	関係職員	計88人

○一般財団法人日本経営協会（NOMA）主催研修

計11講座	関係職員	計11人
-------	------	------

○その他研修、セミナー

計6講座	関係職員	計10人
------	------	------

10. 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理及び疾病予防（令和5年度）

職員の安全と健康確保を目的に労働安全衛生法に基づき健康診断等を実施しています。

○健康診断等の受診状況

種 類	受診者数
一般職員：雇入れ時健康診断（新規採用職員）	20人
〃：定期健康診断	381人
消防職員：定期健康診断(1回目)	72人
〃：定期健康診断(2回目)	50人

○ストレスチェックの受検状況（令和5年度）

受検者数
1062人

○職員健康相談

職員のメンタルヘルス対策の一環として、健康相談員による相談を毎月実施しています。

参加者数
48人

(2) 公務災害の発生状況（令和5年度）

公務災害	通勤災害	計
5件	1件	6件